

宇部市情報公開条例に対するご意見（宇部市議会議員）

該当条項	意見	回答	採用の可否	修正前	修正後
第5条	<p>特定歴史公文書の利用請求は「何人も」となっているのに対し、公文書の公開請求は「市民に限り」となっています。これらの整合性を図るためにも、宇部市情報公開条例の規定についても「何人も」と改正すべきではないでしょうか。</p> <p>【参考】 宇部市公文書等管理条例（素案） （特定歴史公文書の利用を請求する権利） 第12条 <u>何人も</u>、この条例の定めるところにより、市長に対して特定歴史公文書の利用の請求をすることができる。</p> <p>宇部市情報公開条例 （公文書の公開を請求できるもの） 第5条 <u>市民に限り</u>、この条例の定めるところにより、実施機関に対して、公文書の公開を請求することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市民以外のもの で実施機関が行う事務事業に利害関係を有するものは、第1条に規定する目的によると認められるときは、市民とみなす。</p>	<p>本市の公文書等管理条例（素案）について、公文書の保存期間満了後に歴史的に重要な文書とする特定歴史公文書については、公に広く公開・活用していただくものと考えており、何人も利用できるとしています。</p> <p>一方で、情報公開条例については、市民の的確な監視の下に、市民のための市政を展開していくという考えのもと、対象を市民に限っています。</p> <p>ご意見にあるとおり、両条例において、対象者が異なっており、今日の行政施策の広域化や、情報化の進展等を踏まえ、宇部市情報公開条例においても広く市の保有する情報を公開するため、条例を改正したいと考えています。</p>	採用	<p>（公文書の公開を請求できるもの） 第5条 <u>市民に限り</u>、この条例の定めるところにより、実施機関に対して、公文書の公開を請求することができる。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、市民以外のもの で実施機関が行う事務事業に利害関係を有するものは、第1条に規定する目的によると認められるときは、市民とみなす。</u></p>	<p>（公文書の公開を請求できるもの） 第5条 <u>何人も</u>、この条例の定めるところにより、実施機関に対して、公文書の公開を請求することができる。</p>